

ご卒業される被扶養者がいらっしゃる方へ

みなさま方のお子様におかれましては、学校をご卒業される方もいらっしゃるかと存じます。ご卒業され、その後、就職等される方に関しましては、当組合の被扶養者から削除していただく必要がありますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

被扶養者として引き続き認定できない方は次のとおりです。

- 就職される方
- 給与所得者の場合、年収見込額（通勤手当等を含み、税金、社会保険等の控除前）が年間130万円を超える方
- 有給の学校に進学される方
〔税務大学、防衛大学、警察大学等の有給コース〕



該当される方は、下記書類を提出してください。

- ・ 被扶養者異動届（※事由発生日を必ず記入下さい）
- ・ 資格確認書（発行した方のみ）

※就職日＝事由発生日

記入なき場合、令和8年4月1日付け就職とみなします。

資格喪失日以降、当健康保険組合の保険を使用になられた場合は、無資格受診となり、後日健保負担分を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- 提出期限 事業所ごとに異なるためご確認下さい。
健保へは令和8年4月3日（金）必着です。